

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	麻しん風しん抗体検査の実施に伴う保健情報システムの改修等について
--------	----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部保健予防課）

事業の概要

事業名	麻しん風しん抗体検査															
担当課	保健予防課															
目的	感染症まん延の防止及び区民の健康の保持増進															
対象者	次の1から3までのいずれかに該当し、区の助成制度を利用して麻しん、風しんあるいはその両方の抗体検査及び予防接種を希望する区民 1 19歳以上の妊娠を希望する女性 2 上記1の配偶者又はパートナー 3 麻しん又は風しん抗体価の低い妊婦の配偶者及びパートナー															
事業内容	<p>1 事業の経緯</p> <p>区では、麻しん・風しんの対策として、予防接種法に基づくMR（麻しん風しん混合）ワクチンの定期接種（第1期：1歳、第2期：小学校就学前の1年間）のほか、平成28年度から定期接種の未接種者対策として18歳以下の区民にMR予防接種（任意接種）の全額助成を実施している。また、19歳以上の区民へのMR予防接種は、平成26年度より風しん予防対策事業において、風しん抗体検査を実施し、風しん抗体価が低い方を対象に接種費用の一部を助成している。</p> <p>麻しん及び風しんは感染力が非常に強く、麻しん及び風しんの予防接種をしていない者は、抗体を十分に保有していないと考えられ、感染する可能性が非常に高い。妊婦への感染を予防するとともに、生まれてくる子どもの先天性風しん症候群の予防、早産や流産から守り安心して出産できるよう、本年8月下旬より麻しん抗体検査を追加実施し、抗体価の低い19歳以上の者へ予防接種の機会を設けることで、麻しん予防対策の強化を図る。</p> <p>また、風しん予防対策事業に麻しん抗体検査、予防接種を追加実施することで、抗体を十分に保有している区民の不安を解消するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、海外からの輸入感染へのリスク低減を図る。</p> <p>(1) 抗体検査から予防接種までの実施体制と流れ 別紙（資料24-1、24-2）のとおり</p> <p>(2) 麻しん抗体検査及び予防接種見込数 ・麻しん抗体検査（見込）：約2,200件（平成30年8月から平成31年3月までの7か月間） ・麻しん予防接種（見込）：約660件（平成30年8月から平成31年3月までの7か月間）</p> <p>(3) 風しん対策の実績</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>抗体検査数</td> <td>515件</td> <td>516件</td> <td>569件</td> <td>458件</td> </tr> <tr> <td>予防接種数</td> <td>202件</td> <td>233件</td> <td>230件</td> <td>244件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 区民への事業周知 区ホームページ及び広報、生後2か月の児へ予診票送付時に案内通知を同封。</p> <p>2 今回の本審議会への諮問・報告事項（資料24-3）</p> <p>(1) 諮問事項 ・麻しん風しん抗体検査の実施に伴う保健情報システムの改修【本審議会承認後着手】</p> <p>(2) 事前報告事項 ・麻しん抗体検査及び予防接種の業務委託【平成30年8月31日委託予定】 ・麻しん抗体検査業務の再委託【平成30年8月31日委託予定】</p> <p>(3) 事後報告事項 ・風しん抗体検査及び予防接種の業務委託【平成26年4月1日から事業開始】 ・風しん抗体検査業務の再委託【平成26年4月1日から事業開始】</p>		26年度	27年度	28年度	29年度	抗体検査数	515件	516件	569件	458件	予防接種数	202件	233件	230件	244件
	26年度	27年度	28年度	29年度												
抗体検査数	515件	516件	569件	458件												
予防接種数	202件	233件	230件	244件												

件名 麻しん風しん抗体検査の実施に伴う保健情報システムの改修について

保有課(担当課)	保健予防課						
登録業務の名称	保健情報システム(予防接種)						
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこにコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 区の助成制度を利用して、麻しん、風しんあるいはその両方の抗体検査及び予防接種を受けた区民</p> <p>2 記録項目 ① 抗体検査 検査日、実施医療機関、判定結果 ② 予防接種 住民番号、生年月日、接種日、実施医療機関、接種ワクチン種別</p> <p>3 記録するコンピュータ 情報システム課設置サーバ(新宿区情報システム統合基盤上で運用する。)</p>						
新規開発・追加・変更の理由	<p>麻しん抗体検査の追加実施(年間約2,200件)に伴い、当該抗体検査の結果を保健情報システムで管理することにより、事務の効率化を図る。</p> <p>また、他の予防接種の場合、予防接種情報については、予診票(紙媒体)を保健予防課でまとめ、情報システム課において電子データ化し、保健情報システムに取り込んでいる。当該予防接種情報(年間約660件)についても、電子データ化された予防接種済データファイルを保健情報システムへ取り込む機能を追加することで、予防接種台帳の整備、適格な情報管理が確保されるためシステム機能の一部を追加改修する。</p>						
新規開発・追加・変更の内容	<p>以下の対象者管理機能の新設及び追加</p> <p>1 麻しん、風しんあるいはその両方の抗体検査に係る検査日、実施医療機関、判定結果の入力項目の新設</p> <p>2 麻しん、風しんあるいはその両方の予防接種者情報(住民番号、生年月日、接種日、実施医療機関、接種ワクチン種別)の取込み機能のメニュー追加</p>						
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<p>1 区と委託先との契約書には、「特記事項」(別紙1)を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。</p> <p>2 システム開発及び変更の過程では、委託先に個人情報を直接触れさせない。</p> <p>3 委託先が実施する検査結果の入力、接種データの取込みテストにおいては、ダミーデータを使う。</p> <p>4 実データを使用した検証作業は、区職員が実施する。</p> <p>5 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。</p>						
新規開発・追加・変更の時期	<table border="0"> <tr> <td>本審議会承認後</td> <td>システム変更の着手</td> </tr> <tr> <td>平成30年9月</td> <td>仮稼働</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日(予定)</td> <td>変更後システムの本稼働</td> </tr> </table>	本審議会承認後	システム変更の着手	平成30年9月	仮稼働	平成30年10月1日(予定)	変更後システムの本稼働
本審議会承認後	システム変更の着手						
平成30年9月	仮稼働						
平成30年10月1日(予定)	変更後システムの本稼働						

件名 麻しん風しん抗体検査及び予防接種業務の委託について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	麻しん風しん抗体検査
委託先	1 新宿区医師会 2 新宿区医師会に加入している区内の各医療機関
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【抗体検査及び予防接種を希望する区民に係る情報項目】 氏名、カナ氏名、生年月日、住民番号、郵便番号、住所、性別、予防接種歴、既往歴、検査日、判定結果、抗体価
処理させる情報項目の記録媒体	【新宿区医師会】 紙(予診票及び検診票) 【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】 紙(予診票及び検診票)及び電磁的媒体(委託先のコンピュータ)
委託理由	【新宿区医師会】 抗体検査及び予防接種が可能な区内の医療機関は、200か所以上あり、区が個別に契約を締結し、受診結果の取りまとめをすると事務手続きが滞ってしまう可能性が高い。効果的・効率的に事業を推進するため、下記委託内容について新宿区医師会に委託する。 【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】 抗体検査及び予防接種は、予防接種法等関係法令の規程に準じて、区長の要請に応じて当該事業に協力する旨を承諾した区内の各医療機関(医師)により、当該医師が所属する医療機関で検査及び接種を行うこととしている。
委託の内容	【新宿区医師会】 1 区との連絡窓口 2 加入している区内の各医療機関への区からの依頼事項の連絡・調整 3 新宿区医師会に加入している区内の各医療機関からの抗体検査及び予防接種の受診結果を取りまとめ、区に報告すること 【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】 1 抗体検査 対象者への予診、採血、抗体価の判定、検査結果の受診者への通知 2 予防接種 対象者への予診、希望するワクチンの接種 3 新宿区医師会への抗体検査及び予防接種の受診結果の報告
委託の開始時期及び期限	【新宿区医師会】 平成30年度4月1日から平成31年3月31日まで(次年度以降も同様の業務委託を行う。) 【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】 1 風しん抗体検査及び予防接種(事業開始:平成26年4月1日) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(次年度以降も同様の業務委託を行う。) 2 麻しん抗体検査及び予防接種 平成30年8月31日(予定)から平成31年3月31日まで(次年度以降も同様の業務委託を行う。)

<p>委託にあたり区が行う情報保護対策</p>	<p>【共通】</p> <p>1 運用上の対策</p> <p>(1) 契約にあたり「特記事項」(別紙2、3及び4)を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。</p> <p>(2) 必要に応じ、区職員による立入り調査を行い、個人情報の管理、保管状況を確認する。</p> <p>(3) 区が作成した抗体検査及び予防接種の実施要項に基づき、委託先に適正な情報管理を周知するよう指導する。</p> <p>(4) 委託先の取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させ、取扱者は、業務に携わる者に加え、個人情報に触れる可能性がある者すべてとし、実施要項の内容を遵守するよう指導する。</p> <p>(5) 提供された検診票及び予診票の情報は施錠できる金庫(キャビネット等)に保管するよう指導する。</p> <p>(6) 委託先のすべての取扱者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を行うとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するよう指導する。</p> <p>(7) 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区に報告し、今後の対応を協議するよう指導する。</p> <p>【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】</p> <p>1 システム上の対策</p> <p>(1) 委託先で使用するコンピュータは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分断するなどの保護対策を講じるよう指導する。</p> <p>(2) 使用コンピュータは、コンピュータウイルス等の感染が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムを適用するよう指導する。</p> <p>(3) 業務を行うコンピュータの取扱者を特定し、ID及びパスワード等により利用認証を行うよう指導する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【共通】</p> <p>1 運用上の対策</p> <p>(1) 区が作成した抗体検査及び予防接種の実施要項に基づき、適正な情報管理を徹底させる。</p> <p>(2) 取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させる。取扱者は、業務に携わる者に加え、個人情報に触れる可能性がある者すべてとし、実施要項の内容を遵守させる。</p> <p>(3) 提供された検診票及び予診票の情報は施錠できる金庫(キャビネット等)に保管させる。</p> <p>(4) 従事者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を行わせるとともに、新宿区個人情報保護条例について周知させる。</p> <p>(5) 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区に報告させ、今後の対応を協議させる。</p> <p>【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】</p> <p>1 システム上の対策</p> <p>(1) 委託先で使用するコンピュータは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分断するなどの保護対策を講じさせる。</p> <p>(2) 使用コンピュータは、コンピュータウイルス等の感染が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムを適用させる。</p> <p>(3) 業務を行うコンピュータの取扱者を特定し、ID及びパスワード等により利用認証を行わせる。</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>(4) 電磁的媒体（コンピュータ）に情報を保存する場合は、保存先フォルダへのアクセス権の設定やパスワードを付して暗号化するなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。</p> <p>(5) 電磁的媒体（コンピュータ）のログを記録・管理するなど、情報漏えい等の事故防止対策を徹底させる。</p> |
|--|---|

件名 麻しん風しん抗体検査業務の再委託について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	麻しん風しん抗体検査
委託先(再委託)	(委託先) 新宿区医師会に加入している区内の各医療機関のうち、抗体検査に係る設備を有していない医療機関 (再委託先) 登録衛生検査所
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【抗体検査を希望する区民に係る情報項目】 氏名、性別、生年月日、検査日、抗体価
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(再委託先のコンピュータ)
再委託理由	委託先である「新宿区医師会に加入している区内の各医療機関」の中には、抗体検査に係る設備を有していない医療機関がある。当該医療機関は、抗体検査のみ再委託することで、区民が広く抗体検査及び予防接種の機会を得ることができる。再委託先は、「臨床検査技師等に関する法律」に基づき、区長の登録を受けた衛生検査所であり、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査等、様々な検査を行う専門機関である登録衛生検査所とする。
再委託の内容	1 委託先において採取した血液から麻しんウイルス、風しんウイルスあるいはその両方の抗体価を検査する。 2 委託先に検査結果を報告する。
再委託の開始時期及び期限	1 麻しん抗体検査 平成30年8月31日(予定)から平成31年3月31日まで(次年度以降も同様の業務委託を行う。) 2 風しん抗体検査(事業開始:平成26年4月1日) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(次年度以降も同様の業務委託を行う。)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたっては、「特記事項」(別紙3、4)を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の順守義務について明記する。 2 必要に応じ、区職員による立入り調査を行い、個人情報の管理、保管状況を確認する。 3 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット等)に保管するよう指導する。 4 委託先から再委託先へ、又は再委託先から委託先へ情報を送付する際は、紙媒体を直接運搬するよう指導する。 5 再委託先は、再委託先の従事者に対し、個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を行うとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するよう指導する。 6 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区に報告し、今後の対応を協議するよう指導する。

	<p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再委託先の作業コンピュータは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分断するなどの保護対策を講じるよう指導する。 2 作業コンピュータは、コンピュータウイルス等の感染が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムを適用するよう指導する。 3 業務を行う作業コンピュータの取扱者を特定し、ID及びパスワード等により利用認証を行うよう指導する。
再受託事業者に行わせる 情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 2 取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させる。 3 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット等）に保管させる。 4 委託先から再委託先へ、又は再委託先から委託先へ情報を送付する際は、紙媒体を直接運搬させる。 5 再委託先は、再委託先の従事者に対し、個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を行わせるとともに、新宿区個人情報保護条例について周知させる。 6 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区に報告させ、今後の対応を協議させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再委託先の作業コンピュータは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分断するなどの保護対策を講じさせる。 2 作業コンピュータは、コンピュータウイルス等の感染が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムを適用させる。 3 業務を行う作業コンピュータの取扱者を特定し、ID及びパスワード等により利用認証を行わせる。 4 電磁的媒体（コンピュータ）に情報を保存する場合は、保存先フォルダへのアクセス権の設定やパスワードを付して暗号化するなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。 5 電磁的媒体（コンピュータ）のログを記録・管理するなど、情報漏えい等の事故防止対策を徹底させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

- 15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

- 20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(別紙2)

【乙：新宿医師会】

【丙：新宿区医師会に加入している区内の各医療機関のうち、抗体検査に係る設備を有している医療機関】

(基本的事項)

- 1 乙及び丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙及び丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙及び丙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙及び丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙及び丙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙及び丙が業務を行うに当たり乙及び丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

- 12 乙及び丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙及び丙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

- 15 甲は、乙及び丙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

- 17 乙及び丙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 18 乙及び丙は、乙及び丙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 19 乙及び丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

- 20 甲は、乙及び丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙及び丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 21 乙及び丙は、第1項から第9項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(別紙3)

【乙：新宿医師会】

【丙：新宿区医師会に加入している区内の各医療機関のうち、抗体検査に係る設備を有していない医療機関】

(基本的事項)

- 1 乙及び丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙及び丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙及び丙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙及び丙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙及び丙が業務を行うに当たり乙及び丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙及び丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙及び丙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙及び丙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙及び丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙及び丙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙及び丙は、乙及び丙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙及び丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙及び丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙及び丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙及び丙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(別紙4)

【甲：新宿区】

【乙：新宿医師会】

【丙：新宿区医師会に加入している区内の各医療機関のうち、抗体検査に係る設備を有していない医療機関】

【丁：登録衛生検査所】

(基本的事項)

- 1 丁は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」、「丙」及び「丁」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 甲 新宿区長
 - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
 - (3) 丙 乙の会員の医師のうち、甲の協力要請に承諾して本業務を実施する医療機関
 - (4) 丁 丙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丁は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丁は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丁は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丁は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丁は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丁は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丁は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丁は、業務を行うために乙及び丙から提供され、又は丁が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丁は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丁は、この契約の終了後は、業務を行うために乙及び丙から提供され、又は丁が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙及び丙に返還し、又は引き渡し、丁が業務を行うに当たり丁の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丁は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丁は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丁は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丁は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丁は、丁の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丁は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丁が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丁は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丁に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丁が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丁に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丁は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。